

令和 5 年度第 2 回理事会提出議案

日 時 令和 6 年 2 月 2 8 日（水）午後 2 時から
場 所 津市納所町 5 2 4 番地 中勢用水中央管理事務所

中勢用水土地改良区

順 序

- 1、開 会
- 2、理 事 長 挨 拶
- 3、出席理事数報告
- 4、議 長 着 席
- 5、議事録記名人選任
及び書記任命
- 6、議 事
- 7、そ の 他
- 8、閉 会

議 事

		頁
第 1 号議案	会計細則の一部改正について	1
第 2 号議案	令和 5 年度公益事業会計第 2 回補正収支予算の承認について	7
第 3 号議案	令和 5 年度収益事業会計第 2 回補正収支予算の承認について	1 4
■	令和 5 年度上期監査報告	1 8
第 4 号議案	令和 6 年度事業計画の承認について	1 9
■	用水管理委員会報告	2 3
第 5 号議案	令和 6 年度公益事業会計収支予算の承認について	2 4
第 6 号議案	令和 6 年度収益事業会計収支予算の承認について	3 1
第 7 号議案	令和 6 年度賦課金の額、賦課徴収の時期及び方法の承認について	3 5
第 8 号議案	令和 6 年度負担金の額及び請求の時期の承認について	3 8
第 9 号議案	令和 6 年度農地転用等地区除外決済金の額の承認について	4 0
第 1 0 号議案	令和 6 年度歳計現金の預入先金融機関の承認について	4 1
第 1 1 号議案	長期未収賦課金等の滞納処分に係る認可申請について (理事会専決)	4 2
■	負担金徴収委員会報告	4 6
第 1 2 号議案	規約の一部改正について	4 7
第 1 3 号議案	事務局処務規程の一部改正について (理事会専決)	5 2
第 1 4 号議案	役員の補欠選任について	5 4
■	推薦会議報告	5 7
第 1 5 号議案	総代総選挙に係る選挙期日等の決定並びに選挙管理者等の指名について (理事会専決)	5 8
第 1 6 号議案	副理事長、代表理事、総務担当理事等職務の欠員に係る互選について (理事会専決)	6 0
第 1 7 号議案	第 5 3 回通常総代会の開催について (理事会専決)	6 3

第1号議案

会計細則の一部改正について

中勢用水土地改良区会計細則の一部改正について、次のとおり承認を求める。

〈 改正目的 〉

別紙、農林水産省農村振興局長通知「令和6年1月15日付5農振第2301号土地改良区の会計細則例の制定について等の一部改正について」では、会計経理における不祥事防止を目的とした改正を求められています。

また、これまでの土地改良施設維持管理適正化事業が防災減災機能等強化事業等に区分され、それぞれで資金造成積立期間や国庫補助率等が異なることから、事業交付金収入や事業費積立金拠出に係る収支計算書科目を事業毎に区分することで、予算管理はもとより、予算説明も分かり易くすることが改正の目的です。

なお、前段と後段では、施行日を分けています。

〈 取扱規定 〉

(財務諸表等科目、様式及び予算執行等) 抜粋

会計細則第9条 この土地改良区の会計で用いる科目は、これを貸借対照表、正味財産増減計算書、収支予算書、収支決算書及び財産目録ごとに科目を区分し、その名称、配列及び内容については、別に定めるところによる。

2～4 (略)

(会計に関する細則)

規約第46条 会計に関する細則は、理事会で定め、監事会及び総代会の承認を受けなければならない。

令和6年2月28日提出

中勢用水土地改良区

理事長 田村 宗博



5農振第2301号
令和6年1月15日

東海農政局長 殿

農村振興局長

土地改良区の会計細則例の制定について等の一部改正について

土地改良区及び土地改良区連合の業務運営に当たっては、日頃から適正な運営が図られるよう、都道府県を通じて御指導いただいているところである。

しかしながら、近年、土地改良区における横領事件が相次いで発覚したことから、その対策として、下記に掲げる通知の一部を、別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので御了知願いたい。

なお、貴局管内の各県知事に対しては貴職から通知されたい。

記

- 1 土地改良区の会計細則例の制定について（平成31年2月14日付け30農振第2939号農林水産省農村振興局長通知）
- 2 土地改良区会計検査指導基準について（平成23年4月1日付け22農振第2411号農林水産省農村振興局長通知）
- 3 単式簿記方式を継続して貸借対照表を作成する土地改良区の指導要領の制定について（令和3年12月20日付け3農振第2008号農林水産省農村振興局長通知）



中勢用水土地改良区会計細則の一部改正新旧対照表

(下線の部分を改正)

改正案	現 行
<p>(<u>会計責任者等</u>) 第2条 会計責任者は、現金、預金通帳、会計に関する帳簿、固定資産に関する帳簿及び物品に関する帳簿<u>等</u>を保管する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 事務局長は、<u>金融機関に対する届出印</u>を保管する。</p> <p>(事務局処務規程第8条(公印の保管)に同じ。)</p>	<p>(会計責任者) 第2条 会計責任者は、現金、預金通帳、会計に関する帳簿、固定資産に関する帳簿及び物品に関する帳簿を保管する。</p> <p>2 会計責任者は、その保管する現金を私金と混同してはならない。</p> <p>3 会計責任者は、その保管する現金を盗難その他により亡失したときは、直ちに総務担当理事及び理事長に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>(会計帳簿等の管理) 第5条 現金、預金通帳、<u>金融機関に対する届出印</u>、会計に関する帳簿、固定資産に関する帳簿及び物品に関する帳簿等を総務担当理事の承認なく外部に持ち出してはならない。</p>	<p>(会計帳簿等の管理) 第5条 (挿入) 会計に関する帳簿、固定資産に関する帳簿及び物品に関する帳簿を総務担当理事の承認なく外部に持ち出してはならない。</p>

(下線の部分を改正)

改正案	現 行
<p>(残高の照合) 第32条 会計責任者は、現金について、日々の現金出納終了後、その残高を現金預金出納帳と照合しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 会計責任者は、前項の規定により確認を受けた旨の書面を作成するとともに、<u>会計担当理事と当該書面に署名しなければならない。</u></p> <p>5 会計責任者は、<u>毎月末の現金及び預金残高と現金預金出納帳の残高の照合の結果について、前項の書面を添えて理事会で報告しなければならない。</u></p>	<p>(残高の照合) 第32条 会計責任者は、現金について、日々の現金出納終了後、その残高を現金預金出納帳と照合しなければならない。</p> <p>2 会計責任者及び会計事務補助者は、毎月末において、現金及び預金残高と現金預金出納帳の残高とを照合し、その照合結果を互いに確認しなければならない。</p> <p>3 会計責任者は、前項の確認後、その結果について総務担当理事の確認を受けなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

附 則 この一部改正細則は、令和6年4月1日から施行する。

中勢用水土地改良区会計細則の一部改正新旧対照表

(会計細則第9条第1項別紙科目一覧表)

科目一覧表 (現行)

収支予算書・収支決算書 (公益事業会計)

収入

(下線の部分を改正)

款	項	目	説明
交付金収入			
	適正化事業 交付金収入		土地改良施設維持管理適正化事業を実施する年度における交付金。(土地改良区の拠出額は含まない。)
		<u>適正化事業交付金</u>	

支出

款	項	目	説明
土地改良事業 費支出			
	適正化事業 費支出		土地改良区が行う適正化事業の実施に要する経費 目は、維持管理費の目と同一とする。 <u>なお、必要に応じて、節を設定し、地区名等具体的に記載する。</u>
		<u>適正化事業工事費</u>	
	適正化事業 拠出金支出		土地改良施設維持管理適正化事業の土地改良区の拠出金
		<u>適正化事業拠出金</u>	

(改正案)

予算科目の設定について、会計細則には款項目の規定しかないことから、第9条第1項別紙科目一覧表に関して、上記(現行)以外の予算科目においても、次(改正案)と同様に予算科目の説明欄の「節を設定し、地区名等具体的に」を、次頁の改正案同様に「目を設定し、事業名等を具体的に」に統一することとします。

(理事会の議決を経て、目を新設することができる)

同細則一覧表の「公益事業会計／収入の部／(第4款)補助金等収入／(第1項)補助金収入／(第1目)補助金」には、「なお、必要に応じて目を設定し、具体的な事業名、地区名等を記載する。」ことを規定していることから、予算に係る議案に「(第2目)水利施設管理強化事業負担金」を設けることができます。

科 目 一 覧 表 (改正案)
収支予算書・収支決算書 (公益事業会計)

収入 (下線の部分を改正)

款	項	目	説明
交付金収入			
	適正化事業 交付金収入		土地改良施設維持管理適正化事業を実施する年度における交付金(土地改良区の拠出額は含まない)。
		<u>整備補修事業交付金</u>	
		<u>防災減災機能等強化 事業交付金</u>	

支出

款	項	目	説明
土地改良事業 費支出			
	適正化事業 費支出		土地改良区が行う適正化事業の実施に要する経費。 (削除) <u>なお、必要に応じて、目を設定し、事業名等を具体的に記載する。</u>
		<u>整備補修事業費支出</u>	
		<u>防災減災機能等強化 事業費支出</u>	
	適正化事業 拠出金		土地改良施設維持管理適正化事業の土地改良区の拠出金。 <u>なお、必要に応じて、目を設定し、拠出金名等を具体的に記載する。</u>
		<u>整備補修事業費拠出 金</u>	
		<u>整備補修事業事務費 拠出金</u>	
		<u>防災減災機能等強化 事業費拠出金</u>	
		<u>防災減災機能等強化 事業事務費拠出金</u>	
		<u>防災減災機能等強化 事業利子拠出金</u>	

附 則 この一部改正細則は、第53回通常総代会の承認があった時から施行する。

第2号議案

令和5年度公益事業会計第2回補正収支予算の承認について

令和5年度公益事業会計第2回補正収支予算について、次のとおり承認を求める。

〈 取扱規定 〉

(総会の議決事項) 抜粋

土地改良法第30条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

四 経費の収支予算

令和6年2月28日提出

中勢用水土地改良区
理事長 田村 宗博

令和5年度 公益事業会計第2回補正収支予算書

	収 入	支 出
現計予算額	292,112,407 円	292,112,407 円
補正後予算額	315,503,669 円	315,503,669 円
差 引	23,391,262 円	23,391,262 円

収 入

単位：円

款 項 目	現 計 予算額	補正後 予算額	増 減	附 記
1 土地改良事業収入				
經常賦課金収入				經常費の組合員賦課
經常賦課金	114,083,031	114,115,559	32,528	大学農場、農研機構を含む（賦課調定を更訂）
特別賦課金収入				国営造成施設（安濃ダム）県管理事業負担分を賦課
特別賦課金	174,851	165,675	△ 9,176	大学農場、農研機構
転用決済金収入				
農地転用決済金	2,065,140	7,673,724	5,608,584	27件 1/31現在
負担金収入				（負担金算定表参照）
經常負担金	13,021,148	13,021,148	0	經常費の津市、亀山市負担 ①
特別負担金	42,396,322	41,057,498	△ 1,338,824	事業費の津市、亀山市負担（通過金）
				・ 県営事業借入償還金負担金 ② 16,851,173
				・ 国営造成施設県管理事業負担金 ③ 24,206,325
				計 41,057,498
	171,740,492	176,033,604	4,293,112	
2 附帯事業収入				
他目的使用料収入				（科目名称を共架料等と中勢支所分担金から改正）
他目的使用料	1,044,500	1,000,000	△ 44,500	中部電力、ZTV、施設賃貸料（中勢支所R5閉所）等
	1,044,500	1,000,000	△ 44,500	
3 特定資産運用収入				
特定資産利息収入				
財政調整積立資産	320,000	320,000	0	資産運用（第143回利付国債）
職員退職給付引当	0	0	0	
積立資産	0	0	0	
災害対策積立資産	0	0	0	
施設更新積立資産	80,000	80,000	0	資産運用（第329回利付国債）R5.6.20満期
	400,000	400,000	0	
4 補助金等収入				
補助金収入				
補助金	6,540,000	14,815,000	8,275,000	〈漏水対策〉 ・ 突発事故復旧事業（災害を除く）など 0 〈渇水対策〉 ・ 県単土地基盤整備事業（干害応急対策）など 0 〈災害対策〉 ・ 市単災害復旧工事など 0 〈補助事業〉 ・ 水利施設管理強化事業（新規） 維持管理費支援対象【強化】表示 8,000,000 ・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業（5期） 1) 河芸支線三行分水工電磁流量計更新 2) 長谷山支線青谷分水工電磁流量計更新 事業費3,500,000、国50%、県14%、津市13% （収入額は改良区負担23%を除く） 2,695,000 ・ 国営等関連特別県単事業 農業用水管理設工事 （高野尾地内） 3,200,000 ・ 市単土地改良事業 県営河芸支線管理用道路の 未舗装部の舗装（三行地内） 920,000 <div style="text-align: right;">計 14,815,000</div>
	6,540,000	14,815,000	8,275,000	

5 交付金収入 適正化事業交付金収入 整備補修事業 交付金 防災減災機能等 強化事業交付金				土地改良施設維持管理適正化事業 (名称変更)
	1,800,000	0	△ 1,800,000	(新設) 県営水管理システムケーブル修繕工事 (47期生)
	0	2,000,000	2,000,000	
	1,800,000	2,000,000	200,000	
6 業務受託料収入 調査業務受託料収入 業務受託料	0	0	0	国、県、市等からの調査業務の委託に係る受託料 令和5年度予定なし
	0	0	0	
7 雑収入 受取利息配当金収入 受取利息 過年度収入 過年度収入 過怠金収入 過怠金収入 雑収入 雑収入	0 2,340,943 0 0 100	0 2,340,943 53,650 430,955	0 0 53,650 430,855	平成25年～令和4年度(142件) 督促手数料及び延滞利息
	2,341,043	2,825,548	484,505	
8 特定資産取崩収入 財政調整積立資産取崩収入 財政調整積立資産 職員退職給付引当積立資産取崩収入 職員退職給付引当積立資産 災害対策積立資産取崩収入 災害対策積立資産 施設更新積立資産取崩収入 施設更新積立資産	13,000,000 0 0 14,478,805	12,887,500 5,727,830 0 26,255,305	△ 112,500 5,727,830 0 11,776,500	1) 資金調達 2) 水利施設等保全高度化事業 (簡易整備型) の現年度化分取崩し ・高野尾花木の里地区 12,887,500 1) 令和3年度県営決済金償還充当 127,805 2) 水利施設等保全高度化事業 (基幹水利施設保全型) の現年度化分取崩し ・中勢用水1期地区 20,527,500 ・中勢用水2期地区 5,600,000 計 26,255,305
	27,478,805	44,870,635	17,391,830	
9 他会計繰入金 収益事業会計繰入金 収益事業会計繰入金	11,202,792	3,994,107	△ 7,208,685	収益事業会計からの繰入金 維持管理費、職員退職給付引当積立資金等に充当
	11,202,792	3,994,107	△ 7,208,685	
10 繰越金 前年度繰越金 前年度繰越金	69,564,775	69,564,775	0	令和4年度決算次年度繰越額
	69,564,775	69,564,775	0	
合計	292,112,407	315,503,669	23,391,262	

令和5年度 公益事業会計収入の部 第1款負担金算定表（第2回補正）

第4項 負担金収入内訳

単位：円、㎡

第1目 経常負担金 13,021,148 円

属 地	R4面積	R3未通水地域 転用面積差引	R5通水地域増 組員賦課	R5面積	①2市
津 市	3,173,830	△ 30,617	0	3,143,213	12,887,173
亀山市	32,677	0	0	32,677	133,975
計	3,206,507	△ 30,617	0	3,175,890	13,021,148

〈補足〉昨年度の経常費負担面積から、決算承認の決議を経た令和3年度の転用面積のうち未通水地域分と、通水ができ組員賦課に移行した面積等を加除して、本年度の負担面積としている。

第2目 特別負担金 41,057,498 円

区 分	償還額	県営事業借入償還地元負担金	
		R3県営事業 決済金充当	②2市
津 市	16,767,978	△ 127,805	16,640,173
亀山市	211,000	0	211,000
計	16,978,978	△ 127,805	16,851,173

〈補足〉県営事業借入償還金の算定には、決算承認の決議を経た令和3年度の農地転用決済金のうち、県営事業分を充てる。

安濃ダム県管理事業費	地元負担金	事業内容と負担割合
国補事業	70,000,000	14,000,000 国補がつく夜間等の管理 国40%、県40%、地元20%
県単事業	2,600,000	520,000 国補がつかない日常管理 県80%、地元20%
人件費	29,557,000	9,852,000 ダム管理に従事する県職員 県2/3、地元1/3
計	102,157,000	24,372,000

属 地	区 分	国営造成施設（安濃ダム）県管理事業負担金内訳		
		地元負担金	特別賦課金	③2市
津 市	津 市	24,160,384	-	24,160,384
	大学農場	100,599	100,599	-
	農研機構	65,076	65,076	-
亀山市	亀山市	45,941	-	45,941
計		24,372,000	165,675	24,206,325

〈補足〉国営造成施設（安濃ダム）県管理事業における2市の負担割合は、受益面積の割合とする。受益面積 3,183ha に対し、津市 0.998115、亀山市 0.001885 となる。

地元負担金のha当たり単価を 24,372,000円 ÷ 3,183ha = 7,656円 /haとすると次のとおり。

・大学農場 13.14ha × 7,656円 /ha = 100,599
 ・農研機構 8.5ha × 7,656円 /ha = 65,076

第4項 合計 54,078,646 円

区 分	経常負担金	特別負担金		合 計
	① 経常費	② 県営償還	③ ダム管理	
津 市	12,887,173	16,640,173	24,160,384	53,687,730
亀山市	133,975	211,000	45,941	390,916
合 計	13,021,148	16,851,173	24,206,325	54,078,646
		41,057,498		

- ・「大学農場」とは、正式名称である「国立大学法人 三重大学大学院生物資源学研究所附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター附帯施設農場」の略称です。
- ・「農研機構」とは、正式名称である「国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構野菜花き研究部門 安濃野菜研究監」の略称です。

支出（水利施設管理強化事業の支援対象科目には【強化】を、収益事業会計繰入金の充当科目には【発電】を表示している。） 単位：円

款 項 目	現 計 予算額	補正後 予算額	増 減	附 記
1 土地改良事業費支出				
維持管理費支出				
給料手当	56,000,000	55,000,000	△ 1,000,000	【強化】【発電】職員13名の給与及び諸手当
臨時雇賃金	50,000	0	△ 50,000	緊急人夫雇用（災害時の水路整備等）
福利厚生費	10,500,000	10,500,000	0	【強化】社会保険料、健康診断、作業服等
旅費交通費	600,000	300,000	△ 300,000	出張、研修交通費、宿泊、駐車、高速、雑費等
通信運搬費	3,500,000	3,500,000	0	【強化】【発電】N T T回線専用料(24回線)、携帯電話4台等
消耗什器備品費	634,911	750,000	115,089	消耗品等
修繕費	7,865,089	7,000,000	△ 865,089	【発電】施設補修整備等、水管理システム修理、車検整備等（随意契約）
水道光熱費	1,000,000	1,000,000	0	【強化】【発電】水道料金、管理車両、草刈機、ポンプ、発電機の燃料等
賃借料	1,800,000	1,582,140	△ 217,860	地代家賃（JR）、水路占用料（津市）
支払保険料	2,100,000	2,100,000	0	【強化】カーリース料（用水管理用）、パソコンリース（管理日報作成、用水管理用）を更新（随意契約）
支払負担金等	13,000,000	13,000,000	0	【強化】動産（計器、子局装置）、総合生活（生涯賠償）、火災保険（中央管理事務所、子局舎、什器等）、自動車任意保険、自賠償保険等（随意契約）
業務委託費	500,000	500,000	0	【発電】農業用施設賠償責任保険（水路、管理用道路、第三頭首工）（随意契約）
租税公課	50,000	50,000	0	水利調整会議、用水管理交付金（地区水利委員）、水管理調整費等交付金、地域農業水利施設補助事業交付金
雑費	200,000	200,000	0	施設維持管理委託費交付金等
適正化事業費支出				
整備補修事業費支出	2,000,000	0	△ 2,000,000	自動車税、車検時重量税
防災減災機能等強化事業費支出	0	2,016,300	2,016,300	（名称変更）
適正化事業拠出金支出				県営水管理システムケーブル修繕工事（47期生）（新設）
整備補修事業費拠出金	390,000	240,000	△ 150,000	三重県土地改良事業団体連合会へ拠出
整備補修事業事務費拠出金	0	20,000	20,000	（名称変更）
防災減災機能等強化事業費拠出金	0	120,000	120,000	・流量計交換河芸浜田地内（43期生）（新設）
防災減災機能等強化事業事務費拠出金	0	10,000	10,000	（新設）
防災減災機能等強化事業利子拠出金	0	486	486	・管水路（電気設備）整備補修河芸南黒田地内（47期生）（新設）
その他事業費支出				
漏水対策費	5,000,000	5,000,000	0	（規約第41条第2項第1号 急施の場合は随意契約）
漏水対策費	2,000,000	532,055	△ 1,467,945	久知野第2分水弁天池支線補修工事
漏水対策費	2,000,000	0	△ 2,000,000	林支線修繕工事
漏水対策費				南神山支線制水弁工修繕
漏水対策費				田野池修繕
漏水対策費				（規約第41条第2項第2号 急施の場合は随意契約）
漏水対策費				戸島地区電気設備、電料料金等
漏水対策費				（規約第41条第2項第3号 急施の場合は随意契約）

補助事業費	6,000,000	8,701,000	2,701,000	<ul style="list-style-type: none"> ・国営等関連特別県単事業 農業用水管理設工事 (高野尾地内) 4,015,000 ・農業水路等長寿命化・防災減災事業 (5期) <ul style="list-style-type: none"> 1) 河芸支線三行分水工電磁流量計更新 2) 長谷山支線青谷分水工電磁流量計更新 契約済額3,520,000 = 国50% + 県14% + 津市13% + 改良区負担23% 809,600 3,520,000 ・市単土地改良事業 県営河芸支線管理用道路の未舗装部の舗装 (三行地内) 1,166,000 <li style="text-align: right;">計 8,701,000
その他事業費	1,000,000	1,000,000	0	改良区単費事業等
委託業務費支出 業務委託費	5,800,000	5,800,000	0	【強化】電気保安手数料 (第一、第二、第三、三泗頭首工、中央管理事務所)、水管理施設設備保守点検業務、施設設備点検、国営施設及び管理用道路草刈、管理施設点検業務等 (随意契約)
受託業務費支出 受託業務費	0	0	0	予定なし
	121,990,000	118,921,981	△ 3,068,019	
2 一般管理費支出 運営事務費支出 役員報酬	1,070,000	1,070,000	0	理事長70千円、副理事長50千円×2名=100千円、代表理事50千円×2名=100千円、員外理事50千円×2名=100千円、員内理事25千円×24名=600千円、総括監事50千円、監事25千円×2=50千円
給料手当	15,200,000	15,600,000	400,000	職員13名 給与及び諸手当
臨時雇賃金	0	0	0	臨時職員
退職金支払	0	5,727,830	5,727,830	2名退職予定
福利厚生費	2,500,000	2,500,000	0	社会保険料、健康診断、常備薬等
研修費	100,000	100,000	0	役職員研修会参加費、受講料等
交際費	150,000	150,000	0	香典、見舞等、手土産、御礼等
選挙費	0	0	0	本年度選挙なし
総代会費	300,000	150,000	△ 150,000	総代会2回、会場代、議長御礼、会議諸費
その他会議費	100,000	100,000	0	理事会2回、監事会2回、代表理事会2回、用水管理委員会2回、負担金徴収委員会2回、会場代等会議諸費
旅費交通費	3,100,000	2,600,000	△ 500,000	出張、役員研修、研修会交通費、宿泊、駐車場料金、高速料金、雑費等 費用弁償 (総代会2回、理事会3回、監事会3回、代表理事会3回、用水・徴収委員会2回)
通信運搬費	1,100,000	1,100,000	0	賦課通知書等郵送料、切手、はがき、メール便、固定電話、FAX通信料、NHK受信料、事務所インターネット等
消耗什器備品費	600,000	600,000	0	事務所事務用品購入、新聞購読料等
印刷製本費	1,200,000	1,100,000	△ 100,000	中勢用水たより、申請書等各種様式、定款諸規程、封筒、概要書、通知書、陳情書、議案書等
修繕費	1,000,000	1,300,000	300,000	コピー機、事務所無線LAN保守点検、機器修繕等 浄化槽機器修繕
支払手数料	250,000	250,000	0	振込手数料等
支払保険料	50,000	50,000	0	任意保険料のみ
支払負担金等	1,100,000	400,000	△ 700,000	東海協議会等加入している団体への年会費等
業務委託費	2,400,000	2,450,000	50,000	浄化槽維持管理費、施設警備料、公認会計士報酬、ソフトサポート料、防火設備点検、事務所内清掃、ゴミ回収等(随意契約) 徴収委託手数料 (賦課金額の4%) 8地区 (雲林院、雲林院南山、分部地下、産品、亀山市三寺、一身田中野、一身田豊野谷、一身田豊野田端地区)
租税公課	0	0	0	
雑費	250,000	250,000	0	広告宣伝費、出前講座等
事務所費支出 修繕費	300,000	300,000	0	事務所の維持管理費に要する経費
水道光熱費	130,000	130,000	0	水道、自動車燃料等
賃借料	450,000	450,000	0	パソコンや車のリース料等
	31,350,000	36,377,830	5,027,830	

3 土地改良事業負担金支出					
都道府県営事業負担金支出					
国営造成施設県管理事業負担金	25,720,000	24,372,000	△ 1,348,000	安濃ダム管理（通過金）	
水利施設等保全高度化事業負担金	27,351,000	39,015,000	11,664,000	債務負担行為の現年度化分	
				・高野尾花木の里地区（簡易整備型）	12,887,500
				・中勢用水1期（基幹水利施設保全型）	20,527,500
				・中勢用水2期（基幹水利施設保全型）	5,600,000
				計	39,015,000
水利施設管理強化事業負担金	0	4,000,000	4,000,000	（新設）水利施設管理強化事業	
	53,071,000	67,387,000	14,316,000		
4 借入金返済支出					
公庫資金償還金支出				（通過金）	
償還金	16,443,104	16,443,104	0	元金のみを表示	
	16,443,104	16,443,104	0		
5 支払利息					
借入金利息				（通過金）	
公庫資金借入金	535,874	535,874	0	利息のみを表示	
	535,874	535,874	0		
6 固定資産取得支出					
器具備品取得支出					
器具備品購入	0	0	0		
	0	0	0		
7 特定資産積立支出					
財政調整積立資産積立支出					
財政調整積立資産	330,000	330,000	0	預金利息	
職員退職給付引当積立資産積立支出	8,002,000	8,002,000	0	本年度積立 + 預金利息	
職員退職給付引当積立資産					
災害対策積立資産積立支出	1,000	1,000	0	預金利息	
災害対策積立資産					
施設更新積立資産積立支出	41,000,000	20,460,000	△ 20,540,000	本年度積立20,372,280（R4農転決算金額）	
施設更新積立資産				預金利息	
	49,333,000	28,793,000	△ 20,540,000		
8 雑支出					
過年度支出					
過年度支出	100,000	100,000	0	過年度賦課金の還付等	
	100,000	100,000	0		
9 他会計繰出額					
収益事業会計繰出金					
支出	1,000,000	1,000,000	0		
収益事業会計繰出金					
	1,000,000	1,000,000	0		
10 繰越金					
次年度繰越金					
次年度繰越金	0	45,944,880	45,944,880		
	0	45,944,880	45,944,880		
11 予備費					
予備費					
予備費	18,289,429	0	△ 18,289,429		
	18,289,429	0	△ 18,289,429		
合計	292,112,407	315,503,669	23,391,262		

(注) 本歳出予算の支出にあたり、款内各項目の金額は必要に応じ流用することが出来るものとする。

第3号議案

令和5年度収益事業会計第2回補正収支予算の承認について

令和5年度収益事業会計第2回補正収支予算について、次のとおり承認を求める。

〈 取扱規定 〉

(総会の議決事項) 抜粋

土地改良法第30条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

四 経費の収支予算(抜粋)

令和6年2月28日提出

中勢用水土地改良区
理事長 田村 宗博

令和5年度 収益事業会計第2回補正収支予算書

	収 入	支 出
現計予算額	36,000,500 円	36,000,500 円
補正後予算額	28,494,595 円	28,494,595 円
差 引	-7,505,905 円	-7,505,905 円

収 入

単位：円

款 項 目	現 計 予算額	補正後 予算額	増 減	附 記
1 発電事業収入 発電収入 売電収入	35,000,000	27,000,000	-8,000,000	(29円/kWh) 湯水による収入減あり
	35,000,000	27,000,000	-8,000,000	
2 特定資産運用収入 特定資産利息収入 欠損調整積立資産 災害準備積立資産 建設改良積立資産 修繕引当積立資産	100 100 100 100	100 100 100 100	0 0 0 0	
	400	400	0	
3 補助金等収入 補助金収入 補助金	0	494,095	494,095	電気料金高騰対策緊急支援事業
	0	494,095	494,095	
4 雑収入 受取利息配当金収入 受取利息 雑収入 雑収入	100 0	100 0	0 0	預金利息
	100	100	0	
5 特定資産取崩収入 欠損調整積立資産取崩収入 欠損調整積立資産 災害準備積立資産取崩収入 災害準備積立資産 建設改良積立資産取崩収入 建設改良積立資産 修繕引当積立資産取崩収入 修繕引当積立資産	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	特定資産を取り崩すことで生じる収入
	0	0	0	
6 公益事業会計繰入金 公益事業会計繰入金 公益事業会計繰入金	1,000,000	1,000,000	0	
	1,000,000	1,000,000	0	
7 繰越金 前年度繰越金 前年度繰越金	0	0	0	
	0	0	0	
合 計	36,000,500	28,494,595	-7,505,905	

支 出

単位：円

款 項 目	現 計 予算額	補正後 予算額	増 減	附 記
1 発電事業費支出				
人件費				
給料手当	7,500,000	3,500,000	△ 4,000,000	職員13名 給与、諸手当
法定福利費	1,200,000	600,000	△ 600,000	社会保険料等
福利厚生費	30,000	30,000	0	健康診断等
管理委託費	278,520	278,520	0	電気保安点検料
修繕費				
修繕費	4,000,000	1,000,000	△ 3,000,000	修繕、整備
水利利用料				
水利利用料	375,188	375,188	0	三重県に発電用流水占用料の納付
諸費				
消耗品費	34,060	50,000	15,940	工具器具等
賃借料	297,000	297,000	0	発電所管理車両リース料
損害等保険料	175,940	191,880	15,940	火災保険、自動車任意保険
購入電気料金				
発電所電力料	250,000	250,000	0	発電所の使用電気料金、発電遠方監視用パソコン電気料金
管理施設電力料	7,500,000	6,500,000	△ 1,000,000	中央管理事務所及び国営施設21ヶ所、県営施設42ヶ所
発電所維持管理費				
保守点検費	1,600,000	2,000,000	400,000	発電施設設備保守点検業務、消防点検
回線使用料	0	0	0	
雑費	1,000	0	△ 1,000	
	23,241,708	15,072,588	△ 8,169,120	
2 一般管理費支出				
運営事務費支出				
給料手当	0	0	0	職員13名 給与、諸手当
法定福利費	0	0	0	社会保険料等
福利厚生費	0	0	0	健康診断等
研修費	20,000	0	△ 20,000	研修参加費、受講料等
旅費交通費	50,000	0	△ 50,000	研修交通費等
通信運搬費	0	0	0	電話、郵便、インターネット等通信費、運送運賃等
委託費	330,000	330,000	0	公認会計士業務委託
租税公課	1,000,000	863,200	△ 136,800	消費税簡易課税制度選択
雑費	1,000	1,000	0	
事務所費支出				
修繕費	0	0	0	
水道光熱費	150,000	180,000	30,000	ガソリン・軽油燃料の購入代金等
賃借料	1,000	1,000	0	発電管理用パソコンリース
	1,552,000	1,375,200	△ 176,800	
3 固定資産取得支出				
器具備品取得支出				
器具備品購入	0	0	0	
	0	0	0	

4 特定資産積立支出				本年度積立額+預金利息
欠損調整積立資産積立支出				
欠損調整積立資産	1,000	600,200	599,200	
災害準備積立資産積立支出				
災害準備積立資産	1,000	1,500,500	1,499,500	
建設改良積立資産積立支出				
建設改良積立資産	1,000	3,351,000	3,350,000	
修繕引当積立資産積立支出				
修繕引当積立資産	1,000	2,601,000	2,600,000	
	4,000	8,052,700	8,048,700	
5 国庫納付金支出				
国庫納付金支出				
国庫納付金支出	0	0	0	国庫へ納付する金額
	0	0	0	
6 公益事業会計繰出金				
公益事業会計繰出金				
支出				
公益事業会計繰出金	11,202,792	3,994,107	△ 7,208,685	維持管理費、職員退職給付引当積立資金等へ充当
	11,202,792	3,994,107	△ 7,208,685	
7 繰越金				
次年度繰越金				
次年度繰越金	0	0	0	
	0	0	0	
8 予備費				
予備費				
予備費	0	0	0	
	0	0	0	
合計	36,000,500	28,494,595	△ 7,505,905	

(注) 本歳出予算の支出にあたり、款内各項目の金額は必要に応じ流用することが出来るものとする。

監査報告

令和5年度上期業務及び会計経理の状況について、令和5年10月27日に監査を実施しましたところ、正確かつ適正であったので、ここに報告いたします。

〈 取扱規定 〉

（監事の職務）抜粋

定款第23条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

令和6年2月28日

総括監事	横山和俊
監事	若林秀樹
監事	富増稔

第4号議案

令和6年度事業計画の承認について

令和6年度事業計画について、次のとおり承認を求める。

〈 取扱規定 〉

(配水計画)

利水調整規程第6条 理事会は、この規程に基づき、毎年度、配水計画を定めるものとする。

2 前項の配水計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 第一、第二、第三及び三泗頭首工における最大取水量及び取水期間
- (2) その他必要な事項

(諮問及び答申)

利水調整規程第7条 理事会は、配水計画を定めようとするときは、3月末日までに用水管理委員会に諮問しなければならない。

2 用水管理委員会は、前項の諮問に応じて、3月末日までに答申するものとする。

(渇水時等の対応)

利水調整規程第10条 渇水時等における通水制限等については、用水管理委員会に諮った上で、理事会が決定するものとする。なお、急を要する場合には用水管理委員会が決定し、後日理事会に報告するものとする。

令和6年2月28日提出

中勢用水土地改良区
理事長 田村 宗博

令和6年度 事業計画

本土地改良区は、定款及び諸規程の定めるところに従いその目的を達成するため、令和6年度において次の事業を実施する。

1、会議の開催

(1) 総代会	通常総代会	令和7年3月
	臨時総代会	(必要に応じ開催する)
(2) 役員会	理事会	定期2回(その他必要に応じ開催)
	監事会	定期2回(その他必要に応じ開催)
	代表理事会	定期2回(その他必要に応じ開催)
	負担金徴収委員会	定期1回(その他必要に応じ開催)
	用水管理委員会	定期1回(湧水対策等必要に応じ開催)

2、国営事業実施に対する協力

地区調査「伊勢平野中央地区」の実施に伴う協力。

3、県営事業実施に対する協力

- ・安濃ダム県管理事業
- ・水利施設等保全高度化事業(簡易整備型)(高野尾花木の里地区)
- ・水利施設等保全高度化事業(基幹水利施設保全型)(中勢用水1期地区、中勢用水2期地区)

4、関係機関の連携強化と提案活動

施設維持管理上発生する諸問題を解決するため、関係機関との連携を密にして国、県及び市に提案等を行う。

5、広報活動の充実

ホームページに「中勢用水だより」電子版を掲載(希望する方には印刷版を送付)及びダム貯水量など組合員に有効な情報を掲載するとともに広報活動に努める。

6、地域及び社会への貢献

三重大学生物資源学部との共催で農業や農業用水にかかる出前授業を管内の小学生に行い、地域及び社会への貢献を図る。

7、組合員台帳の整理と賦課徴収業務の実施

組合員名簿及び土地原簿並びに受益地番図の調製と更新（電子化）を行うとともに、通水地区を対象に経常費の賦課及び未収対策を適正に実施する。

8、農業用施設の老朽化対策の啓発

ほ場内の施設の老朽化対策として、農地中間管理機構関連農地整備事業などについて関係機関とともに啓発を図る。

9、未通水地域への事業の普及・啓発

主に未通水の畑地帯において、営農意欲のある農業者を中心に啓発を図る。

10、用水施設の維持管理

国営幹線水路20.2km及び県営支線水路100.2kmと付帯施設、安濃川の頭首工及び小水力発電施設の維持管理と用水管理を行うとともに、非常時の漏水対策事業や、補修事業を関係市と連携をとり適切に実施する。

11、維持管理施設の長寿命化対策の推進

県営施設の老朽化が進み、漏水事故が増加していることから長寿命化対策の推進を図る。

12、作付情報の共有

近年の政策誘導により、飼料米など多様な作物の作付が行われているため、かんがい期間前に可能な限り作付計画を把握し、適切な配水に努める。

13、節水対策の普及・啓発

近年の渇水傾向を鑑み、地区水利委員制度を推進し節水対策について普及・啓発に努める。

14、用水管理体制の充実

配水計画に基づき安定した用水管理が行われることを目的に、通水地域の水利組織等代表者と通水日程調整会議等を開催する。

15、配水計画

(1) 次年度の配水計画を次のとおり定める。ただし、かんがい期の始期、終期及び配水量は実態に合わせて変更する場合がある。

※許可水利権は、取水期間、期間瞬間最大取水量及び年間総取水量を制限している。

取水期間	3月11日 から 3月31日 まで	4月1日 から 5月7日 まで	5月8日 から 9月10日 まで	9月11日 から 10月31日 まで	11月1日 から翌年 3月10日 まで	年 間 総取水量
国営施設						
(期間瞬間最大取水量)	(m ³ /s)	(m ³ /s)	(m ³ /s)	(m ³ /s)	(m ³ /s)	(千m ³)
安濃ダム取水口	1.48	8.82	4.96	0.56	0.50	25,300
1) うち本取水	0.92	4.70	2.94	0.27	0.23	14,300
2) うち注水用	0.56	4.12	2.02	0.29	0.27	11,000
第三頭首工取水口	0.30	1.68	0.94	0.09	0.08	7,800

- 1) うち本取水は、北、南、中幹線取水。
- 2) うち注水用は、安濃川と中幹線の志登茂川への河川放流。

取水期間	3月11日 から 3月31日 まで	4月1日 から 5月7日 まで	5月8日 から 9月10日 まで	9月11日 から 10月31日 まで	11月1日 から翌年 3月10日 まで	年 間 総取水量
県営施設						
(期間瞬間最大取水量)	(m ³ /s)	(m ³ /s)	(m ³ /s)	(m ³ /s)	(m ³ /s)	(千m ³)
第一頭首工	0.14	0.70	0.46	0.07	0.06	4,400
第二頭首工	0.21	1.16	0.79	0.07	0.07	7,200
安東集水暗渠取水口	0.02	0.11	0.08	0.01	0.01	600
三泗頭首工取水口	0.07	0.36	0.23	0.05	0.05	2,600

(2) 用水期間中の利水の調整に関すること。

かんがい期間中、安濃ダムの貯留量が40%を切ることが予測される場合は、その時期や気象予報等を勘案のうえ、50%節水を実施するほか、更に20%を下回るおそれがある場合は補給を停止する。なお、この要否決定は、利水調整規程第10条に基づき迅速に専決できるものとする。

用水管理委員会報告

昨年の渇水対策は、梅雨明けから2週間ほどを置いた8月2日から始め、その後には台風6号の雨もあって12日間で解除することができました。この間に渇水対策のために費やした地域の農業水利施設の電気代等は、渇水対策費交付金の交付（費用弁償）を以って終了いたしました。このことでは、組合員の皆様をはじめ、中勢用水管内108の水利組織並びに地区水利委員や総代の皆様にご協力いただき厚く感謝申し上げます。

しかし、この渇水は現在も続いております。中勢用水では解除後も小水力発電所の発電停止を余儀なくされており、さらに深刻を増して令和6年度の補給に影響を与えることは避けられないものと思われま

す。昨年のこの時期にダムは80%台の貯水がありましたが、冬季における近年の少雨傾向から次のことをお願いしていました。

中勢用水は事業計画上「補給水」です。ダムの貯水能力と補給水量には限界や制限があることから恣意的運用にならないようにすることは基本ですが、通水前から渇水にならないための予防が大切であるとの考えから次のことをお願いします。

(1) 幹線水系は、先ず地域の渓流水や溜池を先使いしていただきその不足分について補給するとする規則的運用を基本とします。

(2) 安濃川水系は、通水までに地域の水利組合等と会議を開き、或いは聞取りのうえ、余水を出さない通水日程を取り決めます。

(3) 中勢用水管内の水利組織並びに地区水利委員や総代の皆様には、通水前に地域農業水利施設の点検や整備（用水路等の漏水の有無や目地補修）など、渇水対策に効果的な予防についても地域で検討をお願いします。

この様なことを今年も改めてお願いし、令和6年1月24日開催の令和5年度第2回用水管理委員会より、第4号議案に掲げる配水計画に関しまして、ここにご報告を申し上げます。

中勢用水土地改良区
理事長 田村 宗博 様

令和6年2月28日

用水管理委員会
委員長 小黒 敏克

第5号議案

令和6年度公益事業会計収支予算の承認について

令和6年度公益事業会計収支予算について、次のとおり承認を求める。

〈 取扱規定 〉

(総会の議決事項) 抜粋

土地改良法第30条 次に掲げる事項は、総代会の議決を経なければならない。

四 経費の収支予算

令和6年2月28日提出

中勢用水土地改良区
理事長 田村 宗博

令和6年度 公益事業会計収支予算書

	収 入	支 出
前年度予算額	272,368,185 円	272,368,185 円
本年度予算額	244,936,804 円	244,936,804 円
差 引	△ 27,431,381 円	△ 27,431,381 円

収 入

単位：円

款 項 目	前年度 予算額	本年度 予算額	増 減	附 記
1 土地改良事業収入				
經常賦課金収入				經常費の組合員賦課
經常賦課金	114,397,362	114,115,559	△ 281,803	大学農場、農研機構を含む(令和5年度第2回補正額)
特別賦課金収入				国営造成施設(安濃ダム)県管理事業負担分を賦課
特別賦課金	174,851	171,129	△ 3,722	大学農場、農研機構
転用決済金収入				
農地転用決済金	1,500,000	1,500,000	0	
負担金収入				(負担金算定表参照)
經常負担金	13,021,148	12,961,608	△ 59,540	經常費の津市、亀山市負担 ①
特別負担金	42,396,322	33,751,834	△ 8,644,488	事業費の津市、亀山市負担(通過金)
				・ 県営事業借入償還金負担金 ② 8,750,963
				・ 国営造成施設県管理事業負担金 ③ 25,000,871
				計 33,751,834
	171,489,683	162,500,130	△ 8,989,553	
2 附帯事業収入				
他目的使用料収入				
他目的使用料	1,044,500	44,900	△ 999,600	中部電力、ZTV等
	1,044,500	44,900	△ 999,600	
3 特定資産運用収入				
特定資産利息収入				
財政調整積立資産	320,000	320,000	0	資産運用(第143回利付国債)
職員退職給付引当	0	0	0	
積立資産	0	0	0	
災害対策積立資産	0	0	0	
施設更新積立資産	80,000	0	△ 80,000	国債 令和5.6.20満期償還
	400,000	320,000	△ 80,000	
4 補助金等収入				
補助金収入				
補助金	6,540,000	10,310,000	3,770,000	<漏水対策> ・ 突発事故復旧事業(災害を除く)など 0 <渇水対策> ・ 県単土地基盤整備事業(干害応急対策)など 0 <災害対策> ・ 市単災害復旧工事など 0 <補助事業> ・ 水利施設管理強化事業 維持管理費支援対象【強化】表示 8,000,000 ・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業(6期) 長谷山支線安部池分水工流量計更新 事業費3,000,000、国50%、県14%、津市13%、 (改良区負担23%を除く) 2,310,000
				計 10,310,000
	6,540,000	10,310,000	3,770,000	

5 交付金収入 適正化事業交付金収入 整備補修事業 交付金 防災減災機能等 強化事業交付金	1,800,000 0	0 0	△ 1,800,000 0	土地改良施設維持管理適正化事業 (名称変更) 令和6年度予定なし (新設) 令和6年度予定なし
	1,800,000	0	△ 1,800,000	
6 業務受託料収入 調査業務受託料収入 業務受託料	0 0	0 0	0 0	国、県、市等からの調査業務の委託に係る受託料 令和6年度予定なし
7 雑収入 受取利息配当金収入 受取利息 過年度収入 過年度収入 過怠金収入 過怠金収入 雑収入 雑収入	0 1,878,963 0 100	0 2,340,943 0 100	0 461,980 0 0	平成25年～令和4年度(令和4年度決算額) 督促手数料及び延滞利息
	1,879,063	2,341,043	461,980	
8 特定資産取崩収入 財政調整積立資産取崩収入 財政調整積立資産 職員退職給付引当積立資産取崩収入 職員退職給付引当積立資産 災害対策積立資産取崩収入 災害対策積立資産 施設更新積立資産取崩収入 施設更新積立資産	13,000,000 0 0 7,915,305	6,750,000 0 0 7,214,539	△ 6,250,000 0 0 △ 700,766	1) 資金調達 2) 水利施設等保全高度化事業(簡易整備型)の現年度化分取崩し ・高野尾花木の里地区 6,750,000 1) 令和4年度県営決済金償還充当 214,539 2) 水利施設等保全高度化事業(基幹水利施設保全部型)の現年度化分取崩し ・中勢用水1期地区 3,500,000 ・中勢用水2期地区 3,500,000 計 7,214,539
	20,915,305	13,964,539	△ 6,950,766	
9 他会計繰入金 収益事業会計繰入金 収益事業会計繰入金	12,702,792	9,511,312	△ 3,191,480	収益事業会計からの繰入金 維持管理費、職員退職給付引当積立資金等に充当
	12,702,792	9,511,312	△ 3,191,480	
10 繰越金 前年度繰越金 前年度繰越金	55,596,842	45,944,880	△ 9,651,962	補正) 令和5年度第2回補正予算次年度繰越金額
	55,596,842	45,944,880	△ 9,651,962	
合計	272,368,185	244,936,804	△ 27,431,381	

令和6年度 公益事業会計収入の部 第1款負担金算定表（当初予算）

第4項 負担金収入内訳

単位：円、㎡

第1目 経常負担金 12,961,608 円

属 地	R5面積	R4未通水地域 転用面積差引	R6通水地域増 組合員賦課	R6面積	①2市
津 市	3,143,213	△ 14,522	0	3,128,691	12,827,633
亀山市	32,677	0	0	32,677	133,975
計	3,175,890	△ 14,522	0	3,161,368	12,961,608

〈補足〉昨年度の経常費負担面積から、決算承認の決議を経た令和4年度の転用面積のうち未通水地域分と、通水ができ組合員賦課に移行した面積等を加除して、本年度の負担面積としている。
（未通水地域から差引する転用面積は、小数点以下を切り捨てている。）

第2目 特別負担金 33,751,834 円

区 分	償還額	県営事業借入償還地元負担金	
		R4県営事業 決済金充当	②2市
津 市	8,767,502	△ 214,539	8,552,963
亀山市	198,000	0	198,000
計	8,965,502	△ 214,539	8,750,963

〈補足〉県営事業借入償還金の算定には、決算承認の決議を経た令和4年度の農地転用決済金のうち、県営事業分を充てる。

安濃ダム県管理事業費	地元負担金	事業内容と負担割合
国補事業 74,000,000	14,800,000	国補がつく夜間等の管理 国40%、県40%、地元20%
県単事業 2,600,000	520,000	国補がつかない日常管理 県80%、地元20%
人件費 29,557,000	9,852,000	ダム管理に従事する県職員 県2/3、地元1/3
計 106,157,000	25,172,000	

属 地	区 分	国営造成施設（安濃ダム）県管理事業負担金内訳		
		地元負担金	特別賦課金	③2市
津 市	津 市	24,953,422	-	24,953,422
	大学農場	103,911	103,911	-
	農研機構	67,218	67,218	-
亀山市	亀山市	47,449	-	47,449
計		25,172,000	171,129	25,000,871

〈補足〉国営造成施設（安濃ダム）県管理事業における2市の負担割合は、受益面積の割合とする。
受益面積 3,183ha に対し、津市 0.998115、亀山市 0.001885 となる。

地元負担金のhaあたり単価を $25,172,000円 \div 3,183ha = 7,908円 / ha$ とすると次のとおり。

- ・ 大学農場 13.14ha × 7,908円 / ha = 103,911
- ・ 農研機構 8.5ha × 7,908円 / ha = 67,218

（農場及び機構のhaあたり負担金単価並びに面積割合で求めた亀山市負担金額は、小数点以下を切り捨てている。）

第4項 合計 46,713,442 円

区 分	経常負担金	特別負担金		合 計
	① 経常費	② 県営償還	③ ダム管理	
津 市	12,827,633	8,552,963	24,953,422	46,334,018
亀 山 市	133,975	198,000	47,449	379,424
合 計	12,961,608	8,750,963	25,000,871	46,713,442
		33,751,834		

- ・ 「大学農場」とは、正式名称である「国立大学法人 三重大学大学院生物資源学研究所附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター附帯施設農場」の略称です。
- ・ 「農研機構」とは、正式名称である「国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構野菜花き研究部門 安濃野菜研究監」の略称です。

支出（水利施設管理強化事業の支援対象科目には【強化】を、収益事業会計繰入金の充当科目には【発電】を表示している。） 単位：円

款 項 目	前年度 予算額	本年度 予算額	増 減	附 記
1 土地改良事業費支出				
維持管理費支出				
給料手当	48,500,000	51,000,000	2,500,000	【強化】【発電】職員11名の給与及び諸手当
臨時雇賃金	50,000	50,000	0	緊急人夫雇用（災害時の水路整備等）
福利厚生費	9,900,000	10,000,000	100,000	【強化】社会保険料、健康診断、作業服等
旅費交通費	600,000	600,000	0	出張、研修交通費、宿泊、駐車、高速、雑費等
通信運搬費	3,500,000	3,500,000	0	【強化】【発電】N T T回線専用料(24回線)、携帯電話4台等
消耗什器備品費	500,000	500,000	0	消耗品等
修繕費	8,000,000	7,000,000	△ 1,000,000	【発電】施設補修整備等、水管理システム修理、車検整備等（随意契約）
水道光熱費	1,000,000	1,000,000	0	【強化】【発電】水道料金、管理車両、草刈機、ポンプ、発電機の燃料等
賃借料	1,800,000	1,800,000	0	地代家賃（JR）、水路占用料（津市）
支払保険料	2,100,000	2,200,000	100,000	【強化】カーリース料（用水管理用）、パソコンリース（管理日報作成、用水管理用）を更新（随意契約）
支払負担金等	13,000,000	13,000,000	0	【強化】動産（計器、子局装置）、総合生活（生涯賠償）、火災保険（中央管理事務所、子局舎、什器等）、自動車任意保険、自賠責保険等（随意契約）
業務委託費	500,000	500,000	0	【発電】農業用施設賠償責任保険（水路、管理用道路、第三頭首工）（随意契約）
租税公課	50,000	50,000	0	水利調整会議、用水管理交付金（地区水利委員）、水管理調整費等交付金、地域農業水利施設補助事業交付金
雑費	200,000	200,000	0	施設維持管理委託費交付金等
適正化事業費支出				
整備補修事業費支出	2,000,000	0	△ 2,000,000	自動車税、車検時重量税
防災減災機能等強化事業費支出	0	0	0	（名称変更）
適正化事業拠出金支出				
整備補修事業費拠出金	390,000	0	△ 390,000	（新設）
整備補修事業事務費拠出金	0	0	0	三重県土地改良事業団体連合会へ拠出
防災減災機能等強化事業費拠出金	0	120,000	120,000	（名称変更）
防災減災機能等強化事業事務費拠出金	0	10,000	10,000	（新設）
防災減災機能等強化事業利子拠出金	0	486	486	（新設）
その他事業費支出				
漏水対策費	5,000,000	5,000,000	0	
渇水対策費	2,000,000	5,000,000	3,000,000	
災害対策費	2,000,000	2,000,000	0	
補助事業費	6,000,000	3,300,000	△ 2,700,000	・農業水路等長寿命化・防災減災事業（6期） 長谷山支線安部池分水工流量計1基更新 経年劣化により計測ができなくなったため。 2,500,000超の工事となれば入札を要する。 事業費＝国50％＋県14％＋津市13％ ＋改良区負担23％

その他事業費	0	1,000,000	1,000,000	改良区単費事業等
委託業務費支出 業務委託費	5,800,000	5,800,000	0	【強化】電気保安手数料（第一、第二、第三、三四頭首工、中央管理事務所）、水管理施設設備保守点検業務、施設設備点検、国営施設及び管理用道路草刈、管理施設点検業務等（随意契約）
受託業務費支出 受託業務費	0	0	0	予定なし
	112,890,000	113,630,486	740,486	
2 一般管理費支出 運営事務費支出 役員報酬	1,070,000	1,070,000	0	理事長70千円、副理事長50千円×2名=100千円、代表理事50千円×2名=100千円、員外理事50千円×2名=100千円、員内理事25千円×24名=600千円、総括監事50千円、監事25千円×2=50千円
給料手当	10,900,000	6,700,000	△ 4,200,000	職員11名 給与及び諸手当
臨時雇賃金	0	2,300,000	2,300,000	会計年度任用職員及び臨時職員
退職金支払	0	0	0	予定なし
福利厚生費	1,800,000	1,500,000	△ 300,000	社会保険料、健康診断、常備薬等
研修費	100,000	100,000	0	役職員研修会参加費、受講料等
交際費	150,000	150,000	0	香典、見舞等、手土産、御礼等
選挙費	0	100,000	100,000	本年度選挙あり
総代会費	300,000	200,000	△ 100,000	総代会2回、会場代、議長御礼、会議諸費
その他会議費	100,000	200,000	100,000	理事会2回、監事会2回、代表理事会2回、用水管理委員会2回、負担金徴収委員会2回、会場代等会議諸費
旅費交通費	2,100,000	2,100,000	0	出張、役員研修、研修会交通費、宿泊、駐車場料金、高速料金、雑費等
通信運搬費	1,100,000	1,100,000	0	費用弁償（総代会2回、理事会3回、監事会3回、代表理事会3回、用水・徴収委員会2回）
消耗什器備品費	600,000	600,000	0	賦課通知書等郵送料、切手、はがき、メール便、固定電話、FAX通信料、NHK受信料、事務所インターネット等
印刷製本費	1,200,000	1,200,000	0	事務所事務用品購入、新聞購読料等
修繕費	1,000,000	1,200,000	200,000	中勢用水たより、申請書等各種様式、定款諸規程、封筒、概要書、通知書、陳情書、議案書等
支払手数料	250,000	250,000	0	コピー機、事務所無線LAN保守点検、機器修繕等
支払保険料	50,000	50,000	0	振込手数料等
支払負担金等	1,100,000	400,000	△ 700,000	任意保険料のみ
業務委託費	2,210,000	2,300,000	90,000	東海協議会等加入している団体への年会費等
				浄化槽維持管理費、施設設備料、公認会計士報酬、ソフトサポート料、防火設備点検、事務所内清掃、ゴミ回収等(随意契約)
				徴収委託手数料（賦課金額の4%）8地区（雲林院、雲林院南山、分部地下、産品、亀山市三寺、一身田中野、一身田豊野谷、一身田豊野田端地区）
租税公課	0	0	0	
雑費	250,000	250,000	0	広告宣伝費、出前講座等
事務所費支出				
修繕費	300,000	300,000	0	事務所の維持管理費に要する経費
水道光熱費	130,000	130,000	0	水道、自動車燃料等
賃借料	450,000	450,000	0	パソコンや車、電話のリース料等
	25,160,000	22,650,000	△ 2,510,000	

3 土地改良事業負担金支出				
都道府県営事業負担金支出				
国営造成施設渠管理事業負担金	25,720,000	25,172,000	△ 548,000	安濃ダム管理（通過金）
水利施設等保全高度化事業負担金	20,787,500	13,750,000	△ 7,037,500	債務負担行為の現年度化分
				・高野尾花木の里地区（簡易整備型） 6,750,000
				・中勢用水1期（基幹水利施設保全型） 3,500,000
				・中勢用水2期（基幹水利施設保全型） 3,500,000
				計 13,750,000
水利施設管理強化事業負担金	0	4,000,000	4,000,000	（新設）水利施設管理強化事業
	46,507,500	42,922,000	△ 3,585,500	
4 借入金返済支出				
公庫資金償還金支出				（通過金）
償還金	16,443,104	8,723,898	△ 7,719,206	元金のみを表示
	16,443,104	8,723,898	△ 7,719,206	
5 支払利息				
借入金利息				（通過金）
公庫資金借入金	535,874	241,604	△ 294,270	利息のみを表示
	535,874	241,604	△ 294,270	
6 固定資産取得支出				
器具備品取得支出				
器具備品購入	0	1,000,000	1,000,000	事務所内電話機器交換予定
	0	1,000,000	1,000,000	
7 特定資産積立支出				
財政調整積立資産積立支出				
財政調整積立資産	330,000	330,000	0	預金利息
職員退職給付引当積立資産積立支出	8,002,000	8,002,000	0	本年度積立 + 預金利息
職員退職給付引当積立資産				
災害対策積立資産積立支出	1,000	1,000	0	預金利息
災害対策積立資産				
施設更新積立資産積立支出	18,210,000	7,690,000	△ 10,520,000	本年度積立+預金利息（R5第2回補正予算農転収入より）
施設更新積立資産				
	26,543,000	16,023,000	△ 10,520,000	
8 雑支出				
過年度支出				
過年度支出	100,000	100,000	0	過年度賦課金の還付等
	100,000	100,000	0	
9 他会計繰出額				
収益事業会計繰出金				
支出	1,000,000	1,000,000	0	
収益事業会計繰出金				
	1,000,000	1,000,000	0	
10 繰越金				
次年度繰越金				
次年度繰越金	0	0	0	
	0	0	0	
11 予備費				
予備費				
予備費	43,188,707	38,645,816	△ 4,542,891	
	43,188,707	38,645,816	△ 4,542,891	
合計	272,368,185	244,936,804	△ 27,431,381	

(注) 本歳出予算の支出にあたり、款内各項目の金額は必要に応じ流用することが出来るものとする。

第6号議案

令和6年度収益事業会計収支予算の承認について

令和6年度収益事業会計収支予算について、次のとおり承認を求める。

〈 取扱規定 〉

(総会の議決事項) 抜粋

土地改良法第30条 次に掲げる事項は、総代会の議決を経なければならない。

四 経費の収支予算

令和6年2月28日提出

中勢用水土地改良区
理事長 田村 宗博

令和6年度 収益事業会計収支予算書

	収 入	支 出
前年度予算額	36,000,500 円	36,000,500 円
本年度予算額	33,000,500 円	33,000,500 円
差 引	-3,000,000 円	-3,000,000 円

収 入

単位：円

款 項 目	前年度 予算額	本年度 予算額	増 減	附 記
1 発電事業収入				
発電収入				
売電収入	35,000,000	32,000,000	-3,000,000	(29円/ k Wh)
	35,000,000	32,000,000	-3,000,000	
2 特定資産運用収入				
特定資産利息収入				
欠損調整積立資産	100	100	0	
災害準備積立資産	100	100	0	
建設改良積立資産	100	100	0	
修繕引当積立資産	100	100	0	
	400	400	0	
3 補助金等収入				
補助金収入				
補助金	0	0	0	
	0	0	0	
4 雑収入				
受取利息配当金収入				
受取利息	100	100	0	預金利息
雑収入				
雑収入	0	0	0	
	100	100	0	
5 特定資産取崩収入				特定資産を取り崩すことで生じる収入
欠損調整積立資産取崩収入				
欠損調整積立資産	0	0	0	
災害準備積立資産取崩収入				
災害準備積立資産	0	0	0	
建設改良積立資産取崩収入				
建設改良積立資産	0	0	0	
修繕引当積立資産取崩収入				
修繕引当積立資産	0	0	0	
	0	0	0	
6 公益事業会計繰入金				
公益事業会計繰入金				
公益事業会計繰入金	1,000,000	1,000,000	0	
	1,000,000	1,000,000	0	
7 繰越金				
前年度繰越金				
前年度繰越金	0	0	0	
	0	0	0	
合 計	36,000,500	33,000,500	-3,000,000	

支 出

単位：円

款 項 目	前年度 予算額	本年度 予算額	増 減	附 記
1 発電事業費支出				
人件費				
給料手当	7,500,000	5,000,000	△ 2,500,000	職員11名 給与、諸手当
法定福利費	1,200,000	1,200,000	0	社会保険料等
福利厚生費	30,000	30,000	0	健康診断等
管理委託費	278,520	300,000	21,480	電気保安点検料
修繕費				
修繕費	4,000,000	4,000,000	0	修繕、整備
水利利用料				
水利利用料	375,188	375,188	0	三重県に発電用流水占用料の納付
諸費				
消耗品費	50,000	100,000	50,000	工具器具等
賃借料	297,000	297,000	0	発電所管理車両リース料
損害等保険料	160,000	200,000	40,000	火災保険、自動車任意保険
購入電気料金				
発電所電力料	250,000	300,000	50,000	発電所の使用電気料金、発電遠方監視用パソコン電気料金
管理施設電力料	6,000,000	7,500,000	1,500,000	中央管理事務所及び国営施設21ヶ所、県営施設42ヶ所
発電所維持管理費				
保守点検費	1,600,000	2,600,000	1,000,000	発電施設設備保守点検業務、消防点検
回線使用料	0	0	0	
雑費	1,000	1,000	0	
	21,741,708	21,903,188	161,480	
2 一般管理費支出				
運営事務費支出				
給料手当	0	0	0	職員11名 給与、諸手当
法定福利費	0	0	0	社会保険料等
福利厚生費	0	0	0	健康診断等
研修費	20,000	20,000	0	研修参加費、受講料等
旅費交通費	50,000	50,000	0	研修交通費等
通信運搬費	0	0	0	電話、郵便、インターネット等通信費、運送運賃等
委託費	330,000	330,000	0	公認会計士業務委託
租税公課	1,000,000	1,000,000	0	消費税簡易課税制度選択
雑費	1,000	1,000	0	
事務所費支出				
修繕費	0	0	0	
水道光熱費	150,000	180,000	30,000	ガソリン・軽油燃料の購入代金等
賃借料	1,000	1,000	0	発電管理用パソコンリース
	1,552,000	1,582,000	30,000	
3 固定資産取得支出				
器具備品取得支出				
器具備品購入	0	0	0	
	0	0	0	

4 特定資産積立支出				本年度積立額+預金利息
欠損調整積立資産積立支出				
欠損調整積立資産	1,000	1,000	0	
災害準備積立資産積立支出				
災害準備積立資産	1,000	1,000	0	
建設改良積立資産積立支出				
建設改良積立資産	1,000	1,000	0	
修繕引当積立資産積立支出				
修繕引当積立資産	1,000	1,000	0	
	4,000	4,000	0	
5 国庫納付金支出				
国庫納付金支出				
国庫納付金支出	0	0	0	国庫へ納付する金額
	0	0	0	
6 公益事業会計繰出金				
公益事業会計繰出金				
支出				
公益事業会計繰出金	12,702,792	9,511,312	△ 3,191,480	維持管理費、職員退職給付引当積立資金等へ充当
	12,702,792	9,511,312	△ 3,191,480	
7 繰越金				
次年度繰越金				
次年度繰越金	0	0	0	
	0	0	0	
8 予備費				
予備費				
予備費	0	0	0	
	0	0	0	
合計	36,000,500	33,000,500	△ 3,000,000	

(注) 本歳出予算の支出にあたり、款内各項目の金額は必要に応じ流用することが出来るものとする。

第7号議案

令和6年度賦課金の額、賦課徴収の時期及び方法の承認について

令和6年度賦課金の額、賦課徴収の時期及び方法について、次のとおり承認を求める。

〈 取扱規定 〉

(総会の議決事項) 抜粋

土地改良法第30条 次に掲げる事項は、総代会の議決を経なければならない。

第1項第六号 賦課金及び夫役現品の賦課徴収の方法

(賦課徴収の方法)

定款第30条 前3条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で決める。

令和6年2月28日提出

中勢用水土地改良区
理事長 田村 宗博

賦課金の徴収について

1、経常賦課金

組合員に係る令和6年度経常賦課金及び賦課徴収の時期及び方法について、次のとおり定める。

- 1) 経常賦課金（全期分）の額
10アール当たり4,100円を地積割により賦課する。
なお、中勢用水土地改良区が公益事業会計予算に定める津市及び亀山市が負担している地域（土地）は賦課しない。
- 2) 賦課徴収の時期
賦課基準日 令和6年 4月 1日
納付期限日 令和6年10月15日（火）
- 3) 徴収方法
 - ①中勢用水土地改良区から送付する賦課金通知書に基づき次の方法で徴収する。
 - イ) 津安芸農業協同組合、株式会社百五銀行、株式会社ゆうちょ銀行の口座振替依頼書を提出したものは、納付期限に自動振替で徴収。
 - ロ) イ) 以外のものは、中勢用水土地改良区が口座を開設している金融機関（津安芸農業協同組合津中央支店、株式会社百五銀行津新町支店、株式会社ゆうちょ銀行）に振り込む。
 - ②自治会や水利組合等の団体に徴収を委託する。

2、特別賦課金

大学農場及び農研機構に係る令和6年度特別賦課金及び賦課徴収の時期及び方法について、次のとおり定める。

- 1) 特別賦課金（全期分）の額
安濃ダム県管理事業に係る地元負担金は、公益事業会計予算の負担金等算定表に定める単価を地積割により賦課する。
- 2) 賦課徴収の時期
賦課基準日 令和6年4月1日
納付期限日 令和6年度中において理事長が定める日
- 3) 徴収方法
中勢用水土地改良区から送付する賦課金通知書（経常賦課金の賦課金通知書と分けて）に基づき、次の方法で徴収する。
 - イ) 津安芸農業協同組合、株式会社百五銀行、株式会社ゆうちょ銀行の口座振替依頼書を提出したものは、納付期限に自動振替で徴収。
 - ロ) イ) 以外のものは、中勢用水土地改良区が口座を開設している金融機関（津安芸農業協同組合津中央支店、株式会社百五銀行津新町支店、株式会社ゆうちょ銀行）に振り込む。

- ・「大学農場」とは、正式名称である「国立大学法人 三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮 生命地域フィールドサイエンスセンター附帯施設農場」の略称です。
- ・「農研機構」とは、正式名称である「国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構野菜花き研究部門 安濃野菜研究監」の略称です。

3、未収賦課金の督促手数料に掛かる消費税等の請求について

令和5年10月1日施行の改正消費税法によりインボイス制度が導入されました。これを機に当年度未収賦課金に係る督促状（令和5年12月1日付）の発付から、次のとおり督促手数料に消費税等を加えて請求することとしました。このことに追認いただきたいと思います。

①これまで

督促手数料 500円



②令和5年12月1日から

督促手数料（標準税率10%を含む） 550円

督促手数料にかかる消費税等の請求は、当年度の未収賦課金にかかる督促からを対象とし、長期（過年度）未収賦課金を当年度において再請求する場合は対象にしないこととしたいと考えます。

消費税等の「等」は、正式には「消費税及び地方消費税」をいいます。
（標準税率の場合、消費税率（国税）7.8%+地方消費税率2.2%）

〈 参考 〉

土地改良区には、他に次のような取引が課税収入に該当します。

- ・農地転用の届出に係る事務手数料収入
- ・小水力発電による売電収入
- ・他目的使用料収入（土地の貸付けは非課税ですが、貸付期間が1か月未満の土地の貸付けや施設として貸し付ける場合は、非課税取引には該当しません。）

第 8 号議案

令和 6 年度負担金の額及び請求の時期の承認について

令和 6 年度負担金の額及び請求の時期について、次のとおり承認を
求める。

〈 準用規定 〉

(賦課徴収の方法)

定款第 30 条 前 3 条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及
び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で決める。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

中勢用水土地改良区
理事長 田 村 宗 博

負担金の請求について

1、経常負担金

津市及び亀山市に係る令和6年度経常負担金の額及び請求の時期について次のとおり定める。

- 1) 経常負担金（全期分）の額
公益事業会計予算に計上する津市及び亀山市の面積に10アール当たり4,100円を地積割により負担金として請求する。
- 2) 負担基準日及び納付期日
負担基準日 令和6年4月1日
納付期限日 前期分（負担額の1/2）令和6年5月31日
後期分（負担額の1/2）令和6年9月30日
- 3) 請求方法
中勢用水土地改良区から送付する納入告知書（経常負担金）により請求する。また、納付先には、中勢用水土地改良区が口座を開設している金融機関（株式会社百五銀行津新町支店）に振り込む。

2、特別負担金

津市及び亀山市に係る令和6年度特別負担金の額及び請求の時期について、次のとおり定める。

- 1) 特別負担金（全期分）の額
県営事業借入金の日本政策金融公庫への計画償還に係る地元負担金及び安濃ダム県管理事業に係る地元負担金は、公益事業会計予算の負担金等算定表に定める額を請求する。
- 2) 負担基準日及び納付期日
負担基準日 令和6年4月1日
納付期限日 令和6年度中において理事長が定める日
- 3) 請求方法
中勢用水土地改良区から送付する納入告知書（特別負担金）により請求する。また、納入先には、中勢用水土地改良区が口座を開設している金融機関（株式会社百五銀行津新町支店）に振り込む。

第9号議案

令和6年度農地転用等地区除外決済金の額の承認について

令和6年度農地転用等地区除外決済金の額について、次のとおり承認を求める。

1、国営直掛かり地区	1平方メートル当たり	420円
	(令和5年度	415円)
2、その他地区	1平方メートル当たり	425円
	(令和5年度	420円)

〈 取扱規定 〉

(決済) 抜粋

地区除外等処理規程第6条

2 前項の決済金の徴収方法は、賦課金の徴収の例による。

(賦課徴収の方法)

定款第30条 前3条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で決める。

令和6年2月28日提出

中勢用水土地改良区

理事長 田村 宗博

第10号議案

令和6年度歳計現金の預入先金融機関の承認について

本土地改良区の歳計現金は、次の金融機関に預け入れるものとする。

- 1 津安芸農業協同組合
- 2 株式会社百五銀行
- 3 株式会社ゆうちょ銀行
- 4 野村證券株式会社津支店

〈 取扱規定 〉

(金銭の預入及び余裕金の運用) 抜粋

規約第42条 金銭は、総代会で定めた金融機関に預け入れるものとする。

2 本土地改良区の余裕金の運用は、総代会の議決により次の方法によるものとする。

- (1) 金融機関への預貯金
- (2) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券

令和6年2月28日提出

中勢用水土地改良区
理事長 田村 宗博

第 1 1 号議案

長期未収賦課金等の滞納処分に係る認可申請について

(理事会専決)

長期未収賦課金等の滞納処分について、次のとおり議決を求める。

「令和 5 年度第 2 回理事会提出議案 議案別紙」

〈 附議理由 〉

令和 5 年度第 2 回監査において、「未収賦課金等の解消に努めるように」との監査意見があったことから、次の取扱規定に基づき対処する。

〈 取扱規定 〉

(賦課金等の徴収) 抜粋

土地改良法第 3 9 条

3 土地改良区は、前二項の規定による督促又は請求をした場合において、その督促又は請求を受けた者がその督促又は請求で指定する期限までにこれを完納せず、又は履行しないときは、市町村に対し、その徴収（夫役又は現品については、これに代るべき金銭の徴収）を請求することができる。

5 市町村が第三項の請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを終了しない場合には、理事は、地方税の滞納処分の例により、都道府県知事の認可を受けて、その処分をすることができる。

滞納処分認可申請理由

当土地改良区は、令和4年度（一部、令和4年度以前の過年度分を含む。）で納付の意思のない組合員が多数あり、これに対して督促をしたが、なお納付しないので、このままでは土地改良事業の遂行に支障をきたすことは必然であり、かつ翌年度からの運営にも影響することが多大なので、この機を逸せず過去の滞納金を徴収し、完納された受益者のためにも滞納処分の執行を要するものであり、別紙のとおりの実情からして令和6年2月28日開催の理事会で決議したものであります。

中水土徴第 号

令和 年 月 日

津市長 ○ ○ ○ ○ 様

中勢用水土地改良区

理事長 田 村 宗 博

滞 納 処 分 請 求

下記のとおり滞納者がありますから、貴市において地方税の滞納処分の例によって処分下さるよう、土地改良法第39条第3項の規定により下記書類を添えて申請します。

記

- 1、滞納処分に係る事項を記入した書面
(令和5年度第2回理事会提出議案 議案別紙)

〈連絡先〉中勢用水土地改良区事務局

担当：総務課徴収係

電話：059-224-1307

中水土徴第 号
令和 年 月 日

三重県知事 ○ ○ ○ ○ 様

津市納所町 5 2 0 番地

中勢用水土地改良区理事	田村宗博
同	鈴木宗男
同	小黒敏克
同	浅生英典
同	前川正次
同	田中康章
同	辻 賀正
同	田村 明
同	肥田岩男
同	別所千万男
同	佐野孝彦
同	片岡正春
同	平松傳一
同	紀平守昭
同	中尾輝夫

津市納所町 5 2 0 番地

中勢用水土地改良区理事	前葉泰幸
同	櫻井義之
同	上村 雅
同	粉川往章
同	池村登美男
同	稲垣元康
同	岩井栄一
同	西口誠彦
同	須田純正
同	清水英治
同	駒田勝巳
同	稲垣光之
同	織田 弘
同	横山重治
同	野田喜男

滞 納 処 分 認 可 申 請 書

当土地改良区の賦課金等の滞納について処分をしたいので、認可下さるよう土地改良法第 3 9 条第 5 項の規定により下記書類を添えて申請します。

記

- 1 申請の理由、滞納者、過怠金額、その他滞納処分に係る事項を記載した書面
- 2 市に対する滞納処分請求書の写し、及び処分の着手又は終了に至らない市の証明書
- 3 当該滞納処分認可申請につき決議した理事会の写し
- 4 当該賦課金の徴収方法及び徴収時期につき決議した総代会の議事録及び議案書の写し
- 5 当該賦課金に係る賦課金通知書の写し
- 6 当該賦課金に係る督促状の写し
- 7 定款の関係条文

〈連絡先〉 中勢用水土地改良区事務局
担当：総務課徴収係
電話：0 5 9 - 2 2 4 - 1 3 0 7

負担金徴収委員会報告

令和6年1月23日に開催した令和5年度第2回負担金徴収委員会は、未収賦課金等を解消するため必要につき、第11号議案に掲げる長期未収賦課金等の滞納処分に係る認可申請は、この土地改良区の健全運営を図る上で止むを得ないことであり、また、組合員負担に公平を欠くことの無いようにするためにも必要なことであることから、理事会の専決を求めることとしました。

また、令和5年度における滞納処分執行状況は次のとおりです。
引続き解消に向け漸進的に取り組んでまいります。

滞納処分を決議した賦課金等	73件	1,327,181円
自主納付	18件	253,493円
強制徴収	18件	457,385円
不納欠損	0件	0円
差引	37件	616,303円
		(53%を解消)

中勢用水土地改良区
理事長 田村宗博 様

令和6年2月28日

負担金徴収委員会
委員長 上村 雅

第12号議案

規約の一部改正について

中勢用水土地改良区規約の一部改正について、次のとおり承認を求める。

〈 改正理由 〉

(1) デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案が令和5年3月に閣議決定（デジタル社会形成基本法が令和5年6月に施行）され、必要な措置（書面掲示規制等の見直しにより、インターネットによる閲覧等を推進し、いつでもどこでも、必要な情報を確認できるようにすることなど。）が講じられています。

当土地改良区では、令和4年3月開催の第51回通常総代会及び令和5年9月開催の令和5年度臨時総代会におきまして、義務化された決算関係書類の公表に、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を加えたほか、中勢用水だよりの広報電子化、事務手続きでは電磁的方法に抛り電子メールを利用した書面の交付を有効にしています。

別紙「令和6年1月15日付5農振第2297号農林水産省農村振興局長通知土地改良区の規約例の一部改正について」で新たに電磁的記録媒体による交付する方法が改正されています。当土地改良区では、これまで書面の交付方法等に電子メールや磁気記録媒体（磁気ディスク（フロッピーディスク等）、CD-ROM等）を規定していましたが、申請等はオンラインでの手続が原則となるように、フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規定の見直しがされたようです。また、保存方法等ではこれに光学記録媒体（ブルーレイ、SSD、USB等）を加えた電磁的記録媒体としています。新たな記録媒体やクラウド等の利用を含め、記録媒体の制約なく作成できる改正となっているようです。

(2) 物価上昇に因る維持管理費の増加が、賦課金の増額にならないように経費節減を対策しています。改良区の運営費を大別すると、施設維持管理費と人件費です。毎年度変わらぬ単価で賦課等（経常賦課金、経常負担金）することから賦課金等の収入は固定額です。固定額から高騰した維持管理費を差し引けば、高騰した分だけ人件費が不足します。

維持管理費は、老朽化する施設の修繕を水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型）等の補助事業により経済的効果的に修繕が実施されています。

一方、人件費に関しては、「職員を何名置く」とした定数制から、「何名以内の職員を置く」とする上限を設け、漏水復旧工事費や湧水対策費等の増加に因る維持管理費の予算増嵩に対処するため、正職員補充のほかに選択肢として「会計年度任用職員」を置くことができるように改正したいと考えます。これまで三重県条例に設けられていた業務補助職員と臨時職員の職は、令和2年度から「会計年度任用職員」に変わりました。改良区職員の給与等を準用する三重県条例に基づく「会計年度任用職員」と、独自規定により「臨時職員」を採用できるようにすることが改正の目的です。

〈 取扱規定 〉

（総会の議決事項）

土地改良法第30条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 規約、第五十七条の二第一項の管理規程又は第五十七条の三の二第一項の利水調整規程の設定、変更又は廃止（以下省略）



5農振第2297号
令和6年1月15日

東海農政局長 殿

農村振興局長

土地改良区規約例の一部改正について

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和5年農林水産省令第63号）が令和5年12月28日に公布・一部施行されたこと等に伴い、土地改良区規約例（昭和40年10月5日付け40農地B第3081号（管）農林省農地局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので御了知願いたい。

なお、貴局管内の各県知事に対しては貴職から通知されたい。



中勢用水土地改良区規約の一部改正新旧対照表

(下線の部分を改正)

改正案	現 行
<p>(理事会の付議事項等)</p> <p>第18条 理事会に付議すべき事項は、別に規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>理事会は、毎月末の現金及び預金残高と現金預金出納帳の残高の照合の結果について、会計主任からの報告を受けなければならない。</u></p>	<p>(理事会の付議事項)</p> <p>第18条 理事会に付議すべき事項は、別に規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 定款、規約、管理規程、利水調整規程及び総代会の決議により、理事会に委ねられた事項</p> <p>(2) 総代会の招集、並びにこれらに提出すべき議案に関する事項</p> <p>(3) その他土地改良区の管理運営上必要と認める事項</p> <p>2 理事会は、急施を要する場合及び軽易な事項については、理事長の専決に委ねることができる。</p> <p>(新設)</p>

(下線の部分を改正)

改正案	現 行
<p>(職員等) 第27条 前条に定める者を含め、この土地改良区に<u>13名以内の職員</u>を置く。</p> <p>(1) (管理職) (略)</p> <p>(2) (一般職) (略)</p> <p>(3) (再任用職) (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>顧問、会計年度任用職員及び臨時職員</u>を置くことができる。</p> <p>3 職員の事務分掌に関する規程及び職員の任免、給与等に関する規程は、<u>理事会で定めるものとし、会計年度任用職員は、同規程に準用される条例に拠るものとする。また、顧問及びその他会計年度の期間において一年に満たない短期の季節雇用等の臨時職員は、その設置目的・雇用期間及び報酬などを理事会の決定により置くことができる。</u></p>	<p>(職員) 第27条 前条に定める者を含め、この土地改良区に<u>職員13名</u>を置く。</p> <p>(1) (管理職) 事務局長、事務局次長</p> <p>(2) (一般職) 事務職員、技術職員</p> <p>(3) (再任用職) 事務職員、技術職員</p> <p>2 前項に規定するものの外、<u>業務補助職員及び臨時職員</u>を置くことができる。</p> <p>3 職員の事務分掌に関する規程及び職員の任免、給与等に関する規程は、<u>理事会で定める(挿入)。</u></p>
<p>(顧問) <u>第62条</u> (削除)</p>	<p>(顧問) <u>第62条</u> この土地改良区に顧問を置くことができる。その設置目的・期間及び報酬などは理事会の決定によるものとする。</p>

(下線の部分を改正)

改正案	現 行
<p>(電磁的方法)</p> <p>第57条 定款第42条第1項の電磁的方法は、次に掲げる方法をいう。</p> <p>(1) 電子メールによる方法</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。次項第2号において同じ。)</u> <u>をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</u></p> <p>2 定款第42条第2項の電磁的記録は、次に掲げるものに記録する方法をいう。</p> <p>(1) 電子計算機に備えられたファイル</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体をもって調製するファイル</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(電磁的方法)</p> <p>第57条 定款第42条第1項の電磁的方法は、次に掲げる方法をいう。</p> <p>(1) 電子メールによる方法</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、CD-ROM等を交付する方法</u></p> <p>2 定款第42条第2項の電磁的記録は、次に掲げるものに記録する方法をいう。</p> <p>(1) 電子計算機に備えられたファイル</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、CD-ROM等</u></p> <p>3 前2項に規定するもののほか電磁的方法又は電磁的記録の利用に関する細目は、理事会が定める。</p>

附 則 この一部改正規約は、令和6年4月1日から施行する。

第 1 3 号議案

事務局処務規程の一部改正について

(理事会専決)

中勢用水土地改良区事務局処務規程の一部改正について、次のとおり議決を求める。

〈 改正理由 〉

事務局処務規程第 2 条は、第 1 2 号議案の規約第 2 7 条を改正することに関連して改正するものです。

事務局処務規程第 5 条の別表は、第 1 号議案の会計細則第 5 条を改正することに関連して改正するものです。

〈 取扱規定 〉

(改廃)

事務局処務規程第 9 条 この規程の改廃については、理事会の決議を経て行うものとする。

中勢用水土地改良区事務局処務規程の一部改正新旧対照表

(下線の部分を改正)

改正案	現 行
<p>(職員等) 第2条 事務局に次の職員を置く場合は、理事長がこれを任命する。 (管理職) (略) (一般職) (略) (再任用職) (略)</p> <p>2 前項の職員のほか、必要に応じ顧問、<u>会計年度任用職員</u>及び臨時職員を置くことができる。</p>	<p>(職員) 第2条 事務局に次の職員を置く場合は、理事長がこれを任命する。 (管理職) 事務局長、事務局次長 (一般職) 事務職員、技術職員 (再任用職) 事務職員、技術職員</p> <p>2 前項の職員の外、必要に応じ<u>業務補助職員</u>及び臨時職員を置くことができる。</p>

次の別表は、この土地改良区の事務決定に係る権限及びその制限について区分整理したものです。

事務局処務規程第5条 別表

(下線の部分を改正)

改正案	現 行
<p>決裁区分：(略) 専決事項：(略) 決裁区分：(略)</p> <p>(会計帳簿等の管理) 会計細則第5条 <u>現金、預金通帳、金融機関に対する届出印、会計に関する帳簿、固定資産に関する帳簿及び物品に関する帳簿等を総務担当理事の承認なく外部に持ち出してはならない。</u></p>	<p>決裁区分：経理 専決事項：会計帳簿等の管理 決裁区分：理事長等</p> <p>(会計帳簿等の管理) 会計細則第5条第1項 会計に関する帳簿、固定資産に関する帳簿及び物品に関する帳簿を総務担当理事の承認なく外部に持ち出してはならない。</p>
<p>決裁区分：(略) 専決事項：(略) 決裁区分：(略)</p> <p><u>予定価格250万円以上の発注や契約は、予算に併せて附議することとする。</u></p>	<p>決裁区分：契約 専決事項：発注業務 決裁区分：附議</p> <p>(追加)</p>

附 則 この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

第14号議案

役員補欠選任について

中勢用水土地改良区役員の一部が欠けたことに伴う補欠選任について、次のとおり議決（票決）を求める。

- | | | |
|--------------|--------------|----|
| ・ 選任すべき役員の数 | 組合員である理事 | 1人 |
| ・ 被選任人 | 推薦会議が推薦した次の者 | |
| ・ 選任された役員の任期 | 退任した役員の残任期間 | |

〈 取扱規定 〉

（選任の議決）
役員選任規程第4条 役員は、総代会の議決によって選任する。

（選任議決の投票）
役員選任規程第7条 第4条の議決は、無記名投票で表決をとる。
2 前項の投票は、総代自ら、総代名簿との対照を経て所定の投票用紙に賛否を表示し、理事長の示した時間内にこれを投票箱に入れて行わなければならない。

（役員任期等）
定款第24条 役員任期は4年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選、法第136条の規定による議決の取消しによる選任並びに補欠選任によって選任される役員任期は、退任した役員の残任期間とする。
2 (略)

令和6年2月28日提出

中勢用水土地改良区
理事長 田村 宗博

中勢用水土地改良区役員の被選任人として推薦する者

1、組合員である理事 1名

(組合員コード)

被選任区	氏名	住所	役員の区分	新任・重任の別	員内・員外の別	備考
第一被選任区	くさふか 草深 みつよ (11122)	津市大里山室町 297 番地 1 (法人本店住所)	理事	新任	員内	補欠

上記被選任人は、農業生産法人（株式譲渡制限のある株式会社）の取締役役員であり、被選任人として推薦を受けることは、代表取締役役員の合意のもとに承諾を得ています。

〈 参考資料 〉

改訂版) 土地改良法関係質疑応答集、全国土地改良事業団体連合会平成24年4月発行

(農業生産法人の役員立候補)

問10 土地改良区の組合員である農業生産法人から土地改良区の役員へ立候補する場合は、農業生産法人としての対応はどうか。

答(1) 組合員である農業生産法人から土地改良区の役員を選ぶ場合には、土地改良法第18条第5項の規定により、農業生産法人自体は役員となることができず、当該農業生産法人の業務を執行する役員に限定されている。(中略)

(2) したがって、当該農業生産法人から土地改良区の役員に立候補する場合は、当該農業生産法人の「業務を執行する役員」となる。具体的には、当該農業生産法人が定款等により代表権を特定の者に認めている場合にあっては、その者が立候補者となることが適当であると考えるが、当該法人の取締役会議等において、代表権を有する役員以外の役員の中から土地改良区の役員の候補者を選ぶことも可能である。

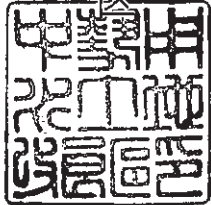
農業生産法人とは、農業に従事する者が中心となって組織、運営し、農業を中心とした事業を行う法人。農地の所有権や賃借権が認められる農業法人。農地法に定める一定の要件を満たす農事組合法人・株式譲渡制限のある株式会社・合名会社・合資会社・合同会社の5種がある。

投票用紙は次のものを使用する。

〈 取扱規定 〉

役員選任規程第9条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 賛否の確認し難いもの

<p>第53回通常総代会役員補欠選任投票</p> <p>中勢用 水土地改良区</p> 	<p>※総代会提出第14号議案の役員の選任について、無記名投票により票決を採ります。 「賛成」または「反対」の文字を○で囲んで下さい。</p> <p>賛成</p> <p>反対</p>
---	---

推薦会議報告

令和5年12月8日に推薦会議を開催しましたところ、第14号議案に掲げる者を中勢用水土地改良区役員の被選任人として推薦することに致しました。

なお、役員の被選任人につき定款附属書役員選任規程第1条に規定される役員の被選任権を確認の上、同規程第6条の規定に基づき被選任人に推薦されることのご承諾を得ておりますのでここにご報告いたします。

〈 取扱規定 〉

(役員の被選任権) 抜粋

役員選任規程第1条 次に掲げる者は、役員の被選任権を有しない。

- (1) 組合員でない者
- (2) 法人
- (3) 未成年者
- (4) 破産者で復権のできないもの
- (5) 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終るまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

役員選任規程第6条 推薦会議は、前条第2項の規定により被選任人として推薦しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかなければならない。

令和6年2月28日

中勢用水土地改良区推薦会議

議長 平 澤 亀 久 生

第15号議案

総代総選挙に係る選挙期日等の決定並びに選挙管理者等の指名について

(理事会専決)

中勢用水土地改良区総代の総選挙に係る選挙期日等の決定並びに選挙管理者等の指名について、次のとおり議決を求める。

1、選挙期日等（選挙の公告）

- ・ 選挙の期日 令和6年7月17日（水）
- ・ 投票開始の時刻 午前7時
- ・ 投票終了の時刻 午後5時
- ・ 各選挙区ごとに選挙する総代の数 下表
- ・ 投票用紙に記載すべき選挙する総代の数 1人

選挙区	選挙区域	定数
第一選挙区	津市(別表)	41人
第二選挙区	亀山市	1人
第三選挙区	津市河芸町	12人
第四選挙区	津市芸濃町	19人
第五選挙区	津市安濃町	27人
合計		100人

2、選挙管理者及び選挙立会人に次の組合員を指名する。

指名する選挙管理者及び選挙立会人は、全選挙区を併任することとする。

選挙区	選挙管理者	選挙立会人	
第一選挙区	田村 宗博 (旧津市)	鈴木 宗男 (津市芸濃町)	小黒 敏克 (津市河芸町)
第二選挙区			
第三選挙区			
第四選挙区			
第五選挙区			
合計	1人	2人	

〈 取扱規定 〉

(選挙の時期)

総代選挙規程第3条 総代の任期満了による総選挙は、その任期満了の日前60日から10日までに、その他の選挙にあっては、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行わなければならない。

(選挙の公告)

総代選挙規程第4条 選挙の期日は、その期日から5日前までに公告するものとする。
2 前項の公告には、投票開始の時刻、投票終了の時刻、各選挙区ごとに選挙する総代の数及び投票用紙に記載すべき選挙する総代の数を記載するものとする。

(選挙管理者等)

総代選挙規程第6条 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、選挙ごとに理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て組合員の中からそれぞれこれを指名するものとする。

2 前項の投票管理者及び開票管理者は、選挙区ごと(中略)に指名するものとする。ただし、第19条第1項の規定により投票を行わない選挙区については、これらの者を指名することを要しない。

3 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、相兼ねることができる。

(選挙立会人等)

総代選挙規程第11条 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、選挙ごとに、理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て組合員の中から各2人(投票立会人及び開票立会人)にあっては、選挙区ごと(中略)に各2人を指名するものとする。

ただし、第19条第1項の規定により投票を行わない選挙区については、投票立会人及び開票立会人を指名することを要しない。

2 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、相兼ねることができる。

令和6年2月28日提出

中勢用水土地改良区

理事長 田村 宗博

第16号議案

副理事長、代表理事、総務担当理事等職務の欠員に係る互選について

(理事会専決)

理事1名の欠員に伴い、その理事が担当されていた職務(第二副理事長、代表理事、総務担当理事)並びに委員会委員長等の互選を求める。

- 1、副理事長(第二副理事長) 1名
- 2、代表理事(津市志登茂川水系) 1名
- 3、総務担当理事 1名
- 4、前各号の互選に関連して必要となる委員会委員長等の互選

〈 関係規定 〉

(理事長及び副理事長)

定款第20条 理事は、理事長1人及び副理事長2人を互選するものとする。

代表理事会処務規程第3条 代表理事会は、組合員である理事5名、組合員でない理事2名をもって組織する。

2 組合員である理事は、理事の互選により選出するものとするがその選出地域については、理事のそれぞれ被選任区域につき、旧津市(安濃川筋、志登茂川筋、各1名)2名、亀山市と津市河芸町1名、津市芸濃町1名、津市安濃町1名とする。

- 3 組合員でない理事は、関係自治体の長又は、学識経験者等で構成する。
- 4 代表理事会の会長、副会長については、代表理事の互選により選出する。
- 5 組合員である代表理事から、各係担当理事及び各委員会の長を互選する。

委員会処務規程第5条 理事で構成する各委員会は、理事会の決定により定める。

- 2 各委員会には委員長、副委員長各1名を設ける。
- 3 委員長は、代表理事が務め、副委員長は委員の互選により定める。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(係、委員会及び代表理事会)

定款第36条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより理事会の補助機関として委員会及び代表理事会を置く。

3 理事会は前二項に規定する各係又は各委員会及び代表理事会のそれぞれに担当理事を定める。

(補助機関)

規約第25条 この土地改良区に次の係、委員会及び代表理事会を置く。

- (1) 総務係
 - (2) 企画工務係
 - (3) 施設管理係
 - (4) 内部統制委員会
 - (5) 負担金徴収委員会
 - (6) 用水管理委員会
 - (7) 代表理事会
- 2 (略)

令和6年2月28日提出

中勢用水土地改良区

理事長 田村 宗博

第 17 号議案

第 53 回通常総代会の開催について

(理事会専決)

第 53 回通常総代会を次のとおり開催することについて、議決を求めらる。

開催日時 令和 6 年 3 月 13 日 (水) 午後 2 時から

開催場所 三重県津市北河路町 19 番地 1

メッセウイング・みえ 2 階大研修室

議 事

- 第 1 号議案 会計細則の一部改正の議決について
- 第 2 号議案 令和 5 年度公益事業会計第 2 回補正収支予算の議決について
- 第 3 号議案 令和 5 年度収益事業会計第 2 回補正収支予算の議決について
- 第 4 号議案 令和 6 年度事業計画の議決について
- 第 5 号議案 令和 6 年度公益事業会計収支予算の議決について
- 第 6 号議案 令和 6 年度収益事業会計収支予算の議決について
- 第 7 号議案 令和 6 年度賦課金の額、賦課徴収の時期及び方法の議決について
- 第 8 号議案 令和 6 年度負担金の額及び請求の時期の議決について
- 第 9 号議案 令和 6 年度農地転用等地区除外決済金の額の議決について
- 第 10 号議案 令和 6 年度歳計現金の預入先金融機関の議決について
- 第 11 号議案 規約の一部改正について
- 第 12 号議案 中勢用水土地改良区役員の補欠選任について

令和 6 年 2 月 28 日提出

中勢用水土地改良区

理事長 田 村 宗 博

中勢用水土地改良区のホームページについて

当ホームページでは、主に次のことを掲載しています。

- ・ 安濃ダム貯水状況
- ・ 渇水対策（節水宣言等）
- ・ 中勢用水だより
- ・ 会議の開催日程
- ・ 総代、理事及び監事の改選日程
- ・ 決算関係書類
- ・ 農地の相続や売買等による組合員の資格得喪手続き
- ・ 賦課金、農地転用決済金の単価等について
- ・ 諸手続きに必要な申請書様式（様式ダウンロード可）
（掲載事項は変更する場合があります。）

中勢用水土地改良区のホームページアドレス
<https://www.ztv.ne.jp/web/cyuusei/>

スマートフォン読込QRコード

